

平成28年度 第2回 平塚市図書館協議会 会議記録（要旨）

開催日時	平成28年10月14日（金）15時00分～17時08分
開催場所	平塚市中央図書館3階ホール
出席者	委員 加藤 憲一 会長 古根村 政義 副会長 桑原 裕彦 委員 杉田 詩子 委員 跡部 左恵 委員 小林 耕平 委員 事務局 高橋勇二 社会教育部長 宮川康樹 中央図書館長 丸島隆雄北図書館長 宮脇正樹西図書館長 佐伯啓介南図書館長 菊坂伸江奉仕担当長 高橋章夫管理担当長 小泉明子館長代理 山田剛弘管理担当主管
欠席者	なし
傍聴人	6名

会議の概要

1 開会

【中央図書館長】	（開会の宣言と、傍聴人の報告があった。）
【教育長】	みなさんこんにちは。10月1日付けで、金子誠教育長の後任として教育長に就任した吉野雅裕と申します。この中央図書館、今から40数年前の学生の頃に、よく利用させていただきました。当時はこの中央図書館しかありませんでしたが、今は4館平塚市に図書館があります。ここまで来たのも、今日表彰させていただいた加藤利雄さんをはじめ、多くの歴代委員の御尽力のおかげと考えております。この協議会は図書館奉仕や図書館運営について、館長に対して意見を述べる機関と伺っております。ここでいただいた御意見は図書館だけでなく、教育行政全体に反映させていただきます。忌憚のない御意見を本日もよろしく願いいたします。
【中央図書館長】	ありがとうございます。続いて加藤会長からお願いいたします。
【会長】	本日はお集まりいただきありがとうございます。1年前から平塚市の図書館の助けになればこの図書館協議会委員の任を引き受けさせていただきました。行政全体から見ると、図書館は、市民生活に直接つながるものではありません。ですから平塚市全体では図書館に関する事は小さいかも知れません。しかし、生涯教育と言った長い目で文化や教育を維持発展させるという視点で見ると、市民の生活を豊かにする大切な宝物だと考えています。吉野教育長の御挨拶で、40数年前からこの図書館を利用されていたという話を伺いました。しかしその間に平塚市の図書館を取り巻く状況も変わって来ていると感じています。先日、この近くにららぽーと湘南ひらつかという商業施設が出来ました。大学で教員をしていて、教育長と同じこの近くに住む20代の学生と接する機会が多く、ある学生から、図書館を利用したという話も聞きました。元々は工場でしたので、そこで働く人も図書館を利用していたでしょう。今はマンションが建てられ、これから病院が建つと聞いております。土地利用が変わるということは、すなわち人々の生活様式が変わります。ある意味小さい図書館にも大きな影響を与えます。その上で、新しい時代のことを考えながら図書館の使命や今後のあり方を議論していくことが重要だと痛感しております。委員だけでなく事務局にも御協力をいただきながら本日はよろしく願いいたします。

【中央図書館長】	ここで吉野教育長は所用があり退席されます。ありがとうございました。早速議題に入ります。まずは資料の確認をさせていただきます。
【事務局】	(資料の確認を行った。)
【中央図書館長】	それでは、議事に移ります。この協議会の議事は、平塚市の図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則第28条3により会長があたることとされています。以後の進行を加藤会長にお願いします。

2 議題

(1) 指定管理者制度を導入した図書館の視察報告

【会長】	それではお手元の次第に沿って議事に入る。今回の議題は、既に各委員が事前に配付した資料や今日の次第を見て分かるとおおり、3か月前の前の図書館協議会と同じ議題や続く議題が多いと考えている。前回の会議録(要旨)をまず議題ごとに要点を説明させていただきたい。
【委員】	(異議等なし)
【会長】	前回の会議録(要旨)を基に、前回の議事のまとめがあった。
【質疑】	(特になし)
【会長】	前回の会議録は概ね承認をいただいたとみなして良いか。
【委員】	異議なしとの声
【会長】	細かい点で修正点があれば事務局にお願いします。議題は、最初に報告事項、終わりに行くに従って検討を要する事項が多くなる。まずは事務局から説明を行い、質疑応答、意見交換という流れで議事を進めていきたい。議題(1)から順に説明をお願いします。
【事務局】	資料1-1「綾瀬市立図書館視察報告」資料1-2「海老名市立有馬図書館視察報告」を基に説明を行った。
【会長】	綾瀬市立図書館は、前回の図書館協議会で感想などを伺っている。海老名市立有馬図書館は、私と委員で参加させていただいた。まずは委員から感想をお願いします。
【委員】	海老名市の図書館は2館とも指定管理者制度を導入しているが、中央はカルチャーコンビニエンスクラブが指定管理者で斬新な図書館運営をしている。有馬はオーソドックスな運営をしている。図書館本来のサービスの向上を考える上で、有馬図書館の方が平塚市の図書館にとって参考になる視察先ではないか。また、綾瀬市立図書館でも同じことが言えるが、有馬図書館の試みの多くは、平塚市の地区図書館でも可能。十分参考にさせていただきたい。
【会長】	他の委員からなければ、私から、綾瀬市立図書館は視察に行っていないが、有馬図書館とはかなり違う図書館運営をしていると感じた。指定管理者の会社が違うだけでなく、導入の経緯や求められるニーズがそれぞれ違うことも大きな要因ではないか。あとで議題にもあるが、寒川町など近隣の公共図書館で動きが出て来ている。数年前とは違い、指定管理者制度を導入している図書館も珍しくなくなっている。優れた取組を行っている指定管理者の図書館を、導入の経緯や費用対効果などを参考にするのではなく、委員の言うように直営の図書館でも出来る試みがあるはず。こうした図書館を参考に、業務の改善に努めていただきたい。

(2) 図書館システムの更新の概要について

- 【事務局】 資料2「図書館システムの更新の概要について」を基に説明を行った。
- 【委員】 システムの更新と合わせて、サーバーのクラウド化を進める動きが出ている。綾瀬市、大和市の図書館システムはクラウド化している。先進事例を十分に研究して導入を進めてもらいたい。
- 【事務局】 承知した。
- 【委員】 あとの議題でもあるが、クラウド化すれば、サーバーのある図書館に人を置く必要がないという非常に大きなメリットがある。課題である処理に時間がかかることは技術的な問題で、徐々に解消されている。クラウド化は是非進めてもらいたい。
- 【会長】 他に意見があればお願いします。
- 【委員】 近年の公共図書館のシステム更新の理由として多いのは自動貸出機の導入である。平塚市の図書館システムの更新でも、自動貸出機を導入しろとまでは言わないが、ICタグとか整備されれば導入できるようなシステムに是非検討をお願いします。
- 【事務局】 検討させていただく。
- 【会長】 以前お話を伺った際に、本来なら既に更新の時期を迎えていて、現在再リース中と聞いている。再リースをこのまま続けていく上で技術的な課題とか、利用上の問題などがあれば教えていただきたい。
- 【事務局】 バーコードリーダーが壊れるなどハード面の問題の発生頻度が上がっている。今のシステムはスマートフォンが普及する前に設計されている。そのためホームページがスマートフォンの閲覧に対応しておらず、「非常に見にくい。」とか、「利用しにくい。」といった声をいただいている。更なるサービスの向上を図る上でシステムの更新は進めなければならないと考えている。
- 【会長】 新しい図書館システムを構築するにあたって、「イベント情報をスマートフォンで見られる」と言ったインフォメーション的な情報提供だけではなく、個々の利用者のニーズに応じたレファレンスなど知識の提供を求められていると考えるが、新しい情報サービスの提供という点で何か試みはあるのか。
- 【事務局】 現行のシステム会社だけでなく、数社から御提案をいただいている。会長が言われた付加サービス機能は各社にそれぞれ特徴がある。どれも取り入れることができれば理想だが、財政的に限りがある。平塚市の図書館システムとしてどういった付加サービスが相応しいのかを基準に、新しい情報サービスの提供を考えていく。
- 【会長】 考え方には同意した。日程など細かい点は、その後の議題にも関係することなので、次の議題に入りたい。

(3) 平成29年度平塚市図書館の開館カレンダー(案)

- 【事務局】 資料3「平成29年度平塚市図書館開館カレンダー(案)」を基に説明を行った。
- 【会長】 説明を聞く限り、昨年と違う点は、前回の議題で説明があったシステム更新がある以外は例年どおりという印象を受けた。システムの改修で3月の後半に2週間以上、平塚市の図書館が一斉休館してしまうことになるが、この日程で一斉休館にした理由を伺いたい。
- 【事務局】 システムのリースや保守の契約が4月1日からになるのが一般的である。会社が変

	<p>わることもあるので、その準備のため、その前の2週間を設定させていただいた。</p>
【 会 長 】	<p>なぜ、こうした質問をしたのかと言えば、3月の後半は、春休みの期間である。学年の替わり目であるが、利用が多い期間ではないかと考えただけである。</p> <p>ただし、春休みの時期に蔵書点検期間になるのは、例年のことだが、いつもの年は、順番に休館して他の図書館は開館しているが、今回は違う。例年のように一斉に休館しないようにはできないのか。</p>
【 事 務 局 】	<p>システムを止めないと入替作業ができない。1つの館だけが貸出を行うことはできないと考えている。</p>
【 会 長 】	<p>図書館システムに詳しい委員から何かあればお願いする。</p>
【 委 員 】	<p>クラウド化した場合、サーバーの移行が今のサーバーからクラウドにして並行して、動かすだけなので制約も少なく短期間でできると考える。一斉休館は仕方ないが、データ固定などで、いずれにしろ同程度の期間が必要であるのか。</p>
【 事 務 局 】	<p>色々な会社から意見を聞いているが、クラウド化でも、サーバーでも一斉休館の期間には大差がない。中にはもっと多く3週間も期間が欲しい会社もある。</p>
【 委 員 】	<p>3週間は長い。</p>
【 事 務 局 】	<p>逆にもう少し短くできると回答した業者もある。クラウド化した場合でも一般的には少なくとも2週間あれば、安全かつ確実に作業ができるという説明であった。</p>
【 委 員 】	<p>承知した。クラウド化になった場合でも端末を入れ替える作業もある。4月1日からシステムが稼働できるように更新をすすめて欲しい。</p>
【 会 長 】	<p>他にありますか。システム以外でも結構ですが。</p>
【 委 員 】	<p>月末休館日という制度は知らなかった。前回の図書館協議会は月末休館日に開催したが、入り口には今日休館日ということを知らない利用者の方が何人かお見えになられていた。館の運営上、年に数回、月曜日の定休日以外に休みがあるというのは理解できるのだが、分かり易く説明することは難しいと考える。勿論、きちんと広報されていると思うが、どのように周知しているのか伺いたい。</p>
【 事 務 局 】	<p>一般的な方法だが、来館者に図書館カレンダーをお配りする。広報ひらつかの第一金曜日号に掲載している。さらに、図書館のホームページでも公開している。</p>
【 会 長 】	<p>月末休館日の周知は館内のどこに掲示しているのか。</p>
【 事 務 局 】	<p>図書館の入り口に、カレンダーを掲示している。</p>
【 会 長 】	<p>あとの議題でも、月曜日の一斉休館があるが、公共施設は月曜日が休みの施設が多い。また、来年の5月のように、火曜日が月末にあたる場合は、2日間平塚市の図書館が一斉に休館することは、苦情とまではいかないがそれに近いことも寄せられることがあるのではないかと。館内整理日に理解を得られても、月末でかつ土日月曜日でない場合と言われて、なかなかすぐに理解できる人は少ないと思う。他の図書館ではどういった日を館内整理日に設定しているのか伺いたい。</p>
【 事 務 局 】	<p>開館日を増やして欲しいという御要望はある。館内整理日のある図書館は、平日の第〇週の〇曜日に、月1回設けており、祝日等と重なった場合は、代わりに翌平日を休館日としている。平塚市でも以前は、土日でも月末であれば休館日だったが、土日祝日は利用が多いので開館し、替わりの休館日は設けていない。</p>
【 会 長 】	<p>連続して休館日になることについては。</p>
【 事 務 局 】	<p>月末に休館日を固定しているので連続することはある。また、毎月第〇〇曜日を休館とした場合でも、どうしても祝日の振替休館などの関係で連続して休館日になること</p>

<p>【 会 長 】</p> <p>【 事 務 局 】</p> <p>【 会 長 】</p>	<p>もある。館内整理日の設定は、他の休館日も含めて検討する必要があると思う。</p> <p>今の館内整理日の設定だと、年によって曜日がずれるので、連続して休館日になるといっただけでなく年によって、月や日数まで変わってくる。分かりにくいだけでなく、館の運営に支障が出る。利用者にも不便だと危惧した。そこまでして月末だから休みにしなければならないという何かシステム上の理由などはあるのか。</p> <p>利用者の視点からすれば、できるだけ開館している方が望ましい。開館日は、館内整理日だけでなく、今後、利用者の視点で総合的に検討しなければならない課題と考えている。</p> <p>平塚市の図書館が一斉に休館することや、カレンダー上2日間連続して休みになる事情は理解した。開館日が多い方が良いのは利用者視点で言えば当たり前であるが、館の運営上、休館日は必要である。同じ月1回休むのであれば、毎週第3水曜日など分かり易い方が利用者に理解が得られるかもしれない。今後、館内整理日の変更を検討する際に頭に入れていただければということだけである。</p>
<p>(4) 平塚市図書館の貸出点数制限の緩和に向けて</p>	
<p>【 事 務 局 】</p> <p>【 会 長 】</p> <p>【 事 務 局 】</p>	<p>資料4-1「平塚市図書館の貸出点数制限の緩和に向けて」資料4-2「視聴覚資料の貸出状況」を基に説明を行った。</p> <p>特にありませんか。なければ私からひとつお願いします。今回の緩和の実施は、平成30年4月に予定している図書館システムの更新と合わせて実施するということである。さきほどシステム更新と合わせて検討した方が良いのではないかとあった自動貸出機を導入する場合には延滞への対応にも考慮が必要である。これまで人がいた場合は、受付をした職員が、延滞があった場合は注意を促すことができたが、自動貸出機はシステム上で注意を促すような仕組みを作っておかないと歯止めをかけることができなくなる。システム更新の際にこうした点を十分考慮し検討を進めていただきたい。</p> <p>今いただいた図書館システムの課題の他にも、規則の改正など大きなものだけでなく、業務の流れや棚の配置とか細かい部分も変えなければいけないことがある。御指摘の点も当然踏まえて今後すすめていきたい。</p>
<p>(5) 平塚市図書館の一斉休館について</p>	
<p>【 事 務 局 】</p> <p>【 会 長 】</p>	<p>資料5-1「平塚市図書館の一斉休館について」資料5-2「神奈川県内図書館休館日の状況」を基に説明を行った。</p> <p>現在、この中央図書館も含めて博物館、美術館などの公共施設。北、西、南図書館といった地区図書館も月曜日が全て休館日。「これは市民にとって不便だろう。」という質問があった。図書館長から「市民目線で言えば一館でも開館していれば望ましいが、平塚市図書館の全体の運営を考えると休館日をずらす場合でも課題が多い。」と答弁があったということである。この質問は誠実に受け止め、図書館協議会で議論した方が良いと考える。資料のとおり、神奈川県内でも規模が違うので参考にならないかも知れないが、横浜市や川崎市のように定期的な休館日を設けていない公共図書館や、藤沢市のように2グループに休館日をずらしている図書館がある。事務局を</p>

	含めて事情を御存知の方がいればお願いします。
【事務局】	藤沢市の場合は、直営と市民の図書館ふじさわに運営を委託している図書館で、休館日が異なっている。藤沢市が運営面では市民の図書館ふじさわに一任しているため休館日をずらしても大きな支障がないと思われる。
【会長】	システムや図書の配送といった点で休館日をずらすことの課題などもあればお願いします。
【事務局】	地区館が開館している場合、図書館システムのサーバーがある中央図書館に職員を配置する必要がある。中央図書館は、空調がセントラル方式のため、事務室だけ空調を稼働させるわけにいかず、実施の場合は、猛暑でも空調がない状態で勤務をする。あるいは高額のコストをかけて空調設備の増設が必要になる。
【会長】	施設面でも課題があることは理解した。
【委員】	今から実施となると、ここはセントラル方式の空調なので、光熱水費が休館日でも開館している日と同じだけかかる。合わせて人件費もかかる。ただし、図書館システムをクラウド化すれば、サーバーが不要になるため休館日には人を配置する必要がない。光熱水費もかからない。こうした観点から再来年度から実施予定のシステム更新ではクラウド化を前提に検討すべきである。今後の検討課題として2点、休館日をずらすと館によって返却日が変わるとか、細かい点で齟齬が生じるので利用者に十分周知が必要。また実施となると、今まで通りのやり方でやるとどうしても運営経費がかさむ。横浜市の図書館などを参考に、窓口委託や指定管理者制度などアウトソーシングの導入と並行して行うことが前提となる。実現には相応のコストが発生する。「市民サービスの向上のため必要」という各方面への理解が欠かせない。そのため開館日の増も含めて、時間をかけて検討する必要があるが、その価値はあると考える。
【会長】	開館日を増やす場合は、利用者の不利益はないが、ずらす場合は、今まで利用していた曜日に利用できないという声が出る可能性がある。このあたりも含めて意見があればお願いします。
【委員】	サービス面では、一般的にずらす場合は閉館していてもどこかが開館しているので、利用者側からはサービス向上につながることで不満の声が出ることは少ない。やはり、サーバーがネックとなる。職員と施設の両面で、平塚市の現行の図書館の体制では、ずらす場合でも、開館日を増やすのと同程度の費用が発生する可能性が大きい。
【会長】	費用面では、今は「完全に閉まっている。」ということで、地区館の開館のためにサーバーの管理のために人を配置すると、完全に閉まっている状態に比べて費用がかかってしまうことになる。質問の内容は「どこも閉まっていて居場所がない。」ということなので、居場所が出来る程度、例えば「図書の貸出はしないけど新聞は読める。」といった一部だけ開館するというやり方もある。居場所ということであれば図書館の機能を全て使えるようにする必要がないので、費用も安く抑えることができる。
【事務局】	会長がおっしゃられる市民ニーズも当然あると考えている。具体的な事例は知らないが、部分的に開館している公共図書館もどこかにはあるはず。調査などを行い一部だけ開館する方法も検討していきたい。

(6) 平塚市図書館の運営形態

- 【事務局】 資料6「平塚市の図書館の運営形態 予想されるメリット、デメリット」を基に説明を行った。
- 【会長】 図書館運営は、これまでこの協議会でも、費用対コストであるとか、雇用の問題。あるいは、今日の議題になった開館カレンダーや開館日などでも関係している。本日、提示があったメリット、デメリットは、大雑把に従来の体制を維持する全館直営の場合、試行的になる場合も含めて地区館に指定管理者を導入した場合、あるいは思い切って全館に指定管理者を導入した場合が示された。これだけで結論を出すのはできないと思うが、まず今の説明で疑問点や意見などがあればお願いします。
- 【委員】 直営の場合、学校などとの公的機関との連携がしやすいというのは分かるが、指定管理者制度の導入により予想されるデメリットとして、子ども読書活動など関係機関との連携がうまくいかない場合があるということがある。学校で言えば、「子どもたちが楽しみとしている小学生の一日図書館員体験などがなくなってしまう。」といったことを想像してしまうが、そんなことはあるのかという疑問もある。実際にそういったことが予想されるのか。
- 【事務局】 指定管理者制度を導入の際に、仕様書や審査項目の中に小学生を対象にした事業を実施するといったことを含めればそういったことはない。ただし、そのような項目がない場合、直営であれば、学校にお願いします。あるいはお願いされるなどして実施できるが、指定管理者制度の場合は、協定を結ぶ際に「地域資料を保管してください。」といったことと同様にきちんと定めておかないと実施できない恐れがあるということだけである。ですから、この資料の内容も館内で出た意見をまとめたただけであるので、本日委員から「そんなことはない。」と言われれば中身も変わっていくこともある。
- 【会長】 ということは、極端な例で、子ども読書活動推進事業で、市として、例えば「子どもに対して図書ボランティアによる絵本の読み語りをしていきましょう。」と計画などで定めても、指定管理者が、「そんなことは協定書に書かれていません。」と言われれば協力しないことがありうる。現実的にそんなことを言う指定管理者はいないかもしれないが、指定管理者制度の場合、全て協定などといったものが原則となる。明確な基準とか、仕様を定めておく必要がある。図書館業務の根幹である図書の選定の基準では、「子ども読書活動に相応しい本を収集する。」といった漠然としたものではなく、何とかに選ばれた本を何冊以上、何%以上あるいはいくらの予算内でといった具体的な内容を盛り込んでいかなければならないということになる。それだけでマンパワーが必要になるので、大きなデメリットではないかと感じた。また、市の政策として位置付けられていることを協定等に盛り込むにあたり、やはりそこまで定めておく必要があるのか。
- 【事務局】 一般的に、民間だと柔軟にやるというイメージがあるが、民間会社では、契約に縛られる。あるいはコンプライアンスなどの形で、官よりも融通が利かない場合が多くある。図書館で言えば、市の方針が変わって子ども読書の事業でこういったことをやりましょうといった場合。直営であれば、普通に現場で判断してすぐに事業に反映されるが、民間企業の指定管理者の場合、協定を変更する。通常そういった大きなことはないが、市や本社にお伺いを立てて実施する。そうするとタイムロスが生じるなどがありうる。これは、指定管理者制度を導入している他県の大きな図書館の話聞いた個人的な印象も含んでいるが、そういうことである。

- 【 会 長 】 他の委員でご意見などあればお願いします。
- 【 委 員 】 平塚市の中学校では、郷土学習、職業体験といった形で、ほぼ全員の生徒が図書館のお世話になっている。学校図書館では昔の資料はないので、図書館やあるいは博物館などから資料をお借りして学習に活用させていただいている。図書館の事業全体から見れば小さい事業かも知れないが、中学校においては、大きな位置付けを占める内容である。こういった事業は時期や内容が決まっているので、指定管理者制度が導入されてもきちんと指定管理者が継承する、あるいはこれまでどおり市がやっていたということであれば、図書館の運営形態にはこだわらない。
- 【 事 務 局 】 職場体験などの受け入れも依頼があった時点で、スケジュールなどを考慮していつなら何人受け入れすることを決めることができるのだが、指定管理者制度が導入された場合は、これまでの内容。例えば年間何人をいつ受け入れるなど努力義務とかではなく、きちんと仕様に定めておかないと、団体とか会社のスキルにもよるが、これまでどおりできないこともある。
- 【 会 長 】 他にあればお願いします。
- 【 委 員 】 議論を進める前に私の方で用意した資料を説明させてもらった方が良いと考えるのですが、可能でしょうか。
- 【 会 長 】 そうですね。失礼しました。お願いいたします。
- 【 委 員 】 想定を前提にした資料や、恐れがあると言った説明ではなかなか議論が進まないと思う。やはり、実情を知った上で議論をしてもらわないと。中断させてしまったようだが説明をさせていただく。
- まず、本日お持ちしたのは寒川総合図書館への指定管理者制度導入の募集に関する資料である。導入の方針は、寒川町では社会教育委員会議で、行政改革プランの一環として寒川総合図書館を含む社会教育施設への指定管理者制度導入やアウトソーシングの活用の方針が示され協議の結果、導入案のとおり実施することが決定された。既に全国の公共図書館で、平成27年度末で全国469館、平成28年度に42館が指定管理者制度を導入している。既に全体の約16%、年々導入する館が増えている状況である。今後導入にあたっては、仮定の話よりも、実際に導入した図書館の導入の際の考え方、その後の成果などを参考に検討をされた方が、議論が進む。寒川町の場合、指定管理者制度を導入して浮いた人件費などを資料費の購入にあてるなど具体的な方針をいくつか定めている。資料費は全国的にこの図書館でも減少している。しかし、図書館の重要な生命線である。少子高齢化、人口減少社会を迎え、今後財政が増えないので、この点を寒川町は重視している。応募要項の要求基準などは、指定管理者でなくてもできるもの。あるいは直営のままの方が良い内容もあるが、いわゆる行政の考え方といったものを随分詳しく募集要項に書き込んでいる。さきほど議論されたようなことは、募集要項あるいは仕様にあらかじめ書いておけば良い。それに沿った提案を応募する指定管理者からいただければよろしいかと考える。
- 次は北九州市の指定管理者導入事例である。北九州市は、全国的にもいち早くから指定管理者制度を導入し、現在では、中央館を除く地区図書館5館に指定管理者制度を導入している。中央図書館は図書館政策の中核であることから直営を堅持している。開館時間の延長や、自動貸出機の導入といったサービス面の向上を民間の指定管理者にやってもらう。全市的な図書館運営に関する方針策定や、選書などは行政が責任を持って直営で行っている。要するに、指定管理者に行ってもらう業務を

限定することによって、いわゆる「丸投げをしない。」、最終的には「市がきちんと責任を持つ」。北九州市として姿勢を明確に示すことで「市民の理解も得られ、抵抗なく事が進んだ。」ということで紹介させていただいた。

最後にお示しさせていただくのは、平成25年6月25日に出された豊中市立図書館協議会の指定管理者(部分委託のあり方を含む)の導入について(答申)である。

全て説明すると長くなるので、結論の部分「豊中市図書館協議会としては、指定管理者制度の導入自体を排除するものではないが、豊中市立図書館への導入には、今なお課題が多いと言わざるを得ない。ただし、指定管理者制度を導入するかどうかは、豊中市がその責任において行うものである。」ということである。また、最後のところで、「図書館事業の効果を最大化し、より幅広い市民に活用される図書館となるために、図書館職員は一層奮起する必要がある。」で締めくくられている。

この答申で出た結果を基に、豊中市立図書館では、現在まで直営による図書館運営を堅持し、全国的に見ても極めて高い図書館サービスを提供している。

こういった形で、「図書館に指定管理者制度を導入するか否かは、既に多くの市町で論議され、一定の結論が出ている。これらを踏まえ平塚市でも検討を進めていくべきだと考える。」以上です。

【 会 長 】

大変素晴らしい資料の提供と御説明をいただき感謝する。これらの資料を拝見して、特に3番目の資料の「豊中市立図書館の指定管理者(部分委託のあり方を含む)の導入について(答申)」は、これまで見た素晴らしい学術論文にも引けを取らない印象を持った。我々と同じ立場の豊中市立図書館協議会では、これを作成したが、図書館協議会という組織、あるいは委員としての立場は、「結論を出す。」とか「指針を定める」のではなく、あくまでも事務局に対して「助言をする。」「提言をする。」であると考える。

またこうした議論を行うにあたり、技術的な部分、例えば「費用対効果」「メリットデメリット」などに偏りがちであるが、本来は、政策的な部分。「図書館とは本来どうあるべき。」で検討を進めていくべきだと考える。平塚市の図書館にあてはめると中央図書館は、地区図書館は、現在こういう利用があって、こうしたサービスを行っている。しかしまだ足りない点がある。または3階の参考室の機能は、「どういった機能が必要なのか。」あるいは「今後どういったニーズが考えられるのか。」などをふまえて検討を進めてこれを明確にしていけば、おのずから結論に近いものは出て来ると考える。例示があった寒川町では、行政の規模が小さく、「今後、利用者ニーズの高度化に対応する専門性を持った職員が育成できない。」ということで指定管理者を導入するという結論が出ている。平塚市に比べればはるかに小さい町であるが、きちんと検討した上で結論を出されている。平塚市の図書館でも、中央図書館の参考室の業務をするには専門的な知識を持った職員が必要だが、地区図書館で本の貸出を受付するだけであれば、アルバイトや機械でも良いといった当たり前の分析ができれば結論が出て来ると考える。勿論、これは私の個人的な見解なので議論が必要であるが、平塚市は北九州市、豊中市に比べれば小さく、寒川町よりはかなり大きい。いわば標準的な規模の自治体である。大都市の方を向く、または小さいけど優れた取組をしている町を向く自由はあると考える。平塚市の図書館が何を望まれているのかという観点で御意見をいただければ幸いである。

【 委 員 】

図書館は絶えず成長していくものだと考える。平塚市は地区図書館も含めると4つの

図書館がある。人口比でみてもこれは立派に成長していると言える。

しかし、図書館を取り巻く状況が変化している。平塚市は全国的に見れば、財政が比較的豊かと考えるが、ここまで成長した図書館をこれまでと同じやり方で維持できるとは考えにくい。人口減少社会は平塚市も無縁では済まされない。地区図書館は指定管理者に任せて、中央図書館に専門知識を持った職員を集中させる。この結果、余力が生まれてくる。この余力を基に、中央図書館が、平塚市の図書館全体を成長させる。今後も成長を維持させるという選択肢がまずある。

【 会 長 】 誰かが考えなければいけないという「誰か」が、市の職員にいななければならない。考える人は現場を知り専門的な知識を持った司書だけでなく、教育行政全体を知る職員も含まれる。賛否両論はあるが、平塚市の図書館も全部指定管理者に委ねるという選択もあると考える。しかし、その場合は、平塚市の教育、行政全体の中で、図書館の占める位置や役割が低下する。なぜなら生の体験をして現場を知り図書館のことを考える人間がいなくなるからである。図書館の機能のうち、指定管理者に委ねた方が良い機能は数多くあると考えるが、図書館のことを考える機能は、職員いわゆる直営で残すべきである。その人間を現場で育てることも当然必要となる。しかし、これをきちんと最終判断をする人、いわゆる理事者や議会に承認していただくには、この図書館協議会もそうだが、「行政が行っているのだからきちんと機能しているのです。」ということを市民に説明する。情報発信するということが不可欠。やはりそうしないと単にコストの話をされてしまう場合に対抗できない。「四館直営を堅持する。」あるいは、「中央館のみ直営を堅持する。」のいずれかの場合でも、直営にする方針を明確する必要がある。

【 委 員 】 会長の言われるとおりでである。図書館の考えるビジョンを示していただきたい。

【 会 長 】 図書館の来館者数が減ったとか具体的なお話はいただけるが、重要なことは平塚市としての図書館の位置づけをしっかりとやっていくことが重要なことである。

こちらとして聞きたいのは、中央図書館の参考室で良く利用されている資料は貸出されているのではないため、貸出点数や利用者数といった数字は出て来ない。

しかし、図書館にとっては重要な機能である。これは行政が担う部分だと考える。民間に任せてはダメということではないが、数字などの成果が出て来ない部分を民間に求めるのは難しい。こうした観点で行政、あるいは民間が担うという分け方もあると考える。新しい考え方で数字が出るサービスは民間、学校などと連携して官が関わるべきものは行政がやるという方法もある。図書館のビジョンとして聞きたいのは、どういう考えで民間に、あるいは官でやるべきということを伺いたい。

【 委 員 】 学校の立場でいえば、指定管理者制度で官から民に代わった場合、これまでの関係が切れてしまうことが危惧される。中央図書館は少なくとも直営で残していただきたい。教育過程の中に図書館が位置付けされている。あるいは小学生の一日図書館員のように多くの子ども達が楽しみにしている事業がある。こうした事業やつながりは、今後も残していただきたい。

【 委 員 】 今言われた危惧は、導入の際に仕様の中に組み込む。あるいは募集要項に書いておけば全く心配ない。ただし、指定管理者によっては、これまで以上の事業を裁量により展開することがある。これが学校側、あるいは子ども側のニーズに適っていないことはあるかも知れない。この部分は行政と指定管理者、あるいは利用者が話し合い、直営以上の内容にしていけば解決する。協議や話し合いの場といった仕組みづ

	くりの方がより大切である。
【 会 長 】	指定管理者制度は始めに何を願うのか、そういった部分が大事になっているような印象を受けたが。
【 委 員 】	それはちょっと違う。協定の際ではなく、引き継ぎの際に、「これまでこうやっていたので、同じようにお願いします。」としておけば足りる。直営から指定管理者の場合は、引き継ぎもしっかり行われサービス水準が落ちることは少ない。それよりも、「仕様を指定管理者で考えてください。」で、かつ引き継ぎ体制ができていない場合。これはトラブルが起きることが多い。そうならないようにすることが大切である。
【 会 長 】	もうひとつ、指定管理者制度では3年、あるいは5年という期間に通常なるが、ある程度慣れて来たところで全部変わってしまうことは、引き継ぎといった点で問題があると考え。
【 委 員 】	図書館業務では、5～10年間、同じ人間がやるということは、どうしても業務のマンネリ化、新しい考えが入らないというデメリットが大きい。一定の期間で人心の刷新が必要である。指定管理者の場合は、直営の場合とは違い、色々な図書館で勤務をしていたという実績を持った人が入って来る。他の図書館のノウハウを活かすことができるので、マンネリ化することがない。この点は非常に大きなメリットである。
【 会 長 】	つまり自治体の枠を超えた横のつながりが生まれるということか。
【 委 員 】	それもあるが、多くの図書館の良いところを取り入れる。持ち込むことができるということである。
【 会 長 】	それは指定管理者制度を導入した図書館を視察して感じた。例え遠く離れた図書館で行われていた取組も、良ければすぐに取り入れることができる。それも、話を聞いてやるのではなく、そのノウハウを持った人間を連れてきて直接やらせることもできる。行政では縦割りなのでこれはとても真似できない。例えば、1館だけ入れる場合でも、残りの直営の館にこうしたノウハウを取り入れることも可能となる。さきほど休館日をずらす提案があったが、平塚市でも例えば1館だけ指定管理者を入れる場合、その館の休館日を独自に設定するなど割と柔軟にすることが可能なのか。
【 委 員 】	近年の他市の指定管理者の応募要項の大半に、「開館日を増やすことの提案も可能ですよ。」と書いてある。従って、開館日をずらすことなど詳細に応募要項に書いてなかったとしても、応募する指定管理者は、プロポーザルの際に、休館日を直営の図書館と別に設定するだけでなく開館日を増やすなど柔軟な提案をしてくるはずである。その中で、市が最も自分の考え方とあった開館日や事業も含めて提案してきたところに選択すれば良いだけである。
【 会 長 】	ということであると、募集要項に市の考え方、いわゆる図書館のビジョンが必要になるということであるか。
【 委 員 】	そのとおり、まずビジョン。それが必要になる。
【 会 長 】	他に意見はあるか。結論を出すとか、そうではない前提なので。
【 委 員 】	これまで、中央図書館が直営で、地区図書館を指定管理者にといった選択で議論を進められている。例えばだが、窓口委託も含めて、同じ館で時間帯、部屋によって、直営、窓口委託という方法を検討しても良い。17:00以降は、「専門知識を持ったベテランの司書のレファレンスはできないけど、どこかの派遣会社のスタッフが管理していて、深夜まで学習室の利用はできる。」などの方策もある。市町村の公立図書館はこうしたやり方を採用している話は聞いたことがないが、大学図書館はこの方法で24時間

開館しているところもいくつかある。市民が最低限のサービスだけでもいいから24時間利用したい声が強ければ、一部の時間帯だけ業務委託のやり方も検討する価値はある。指定管理者制度の導入も時々、行政側のコスト削減ばかり主眼になってうまくいかず、予定の期間を待たずに撤退するケースもある。市民の要望で、「一部を民間にお任せすることにしました。」の場合は、それは考えにくい。市民が望むサービスが、指定管理者が良いのか。あるいは、一部民間委託が良いのかといった観点で、これまでの館ごとに指定管理か直営かの概念に縛られず、時間帯や事業などの区切りで、運営形態を一部委託も含めて柔軟に組み合わせるのもいかがか。

【 会 長 】 大学図書館の場合は、学習の場の機能が強い。どこの大学でも「何時以降は、専門の職員がいないので論文検索はできません。」といったことが一般的である。しかし、そういう時間でもなぜ開けておく必要があるのかと言えば、学生や教員に学習の機会を提供する使命があるからである。しかし、公共図書館にも同じような使命があると考え。例えば、さきほど「新聞だけ読める場所を提供してはどうか。」といった話をしたが、中央図書館の入り口の近くの誰でも入れるような場所に、休みの日だけ新聞だけ読みたい人に憩いの場所を提供する。これは本来の図書館の機能ではないと非難されるようなものではない。公共図書館の使命と言われている。「郷土資料を保管し、専門知識を持った職員が提供する。」といったことと同等だと考える。全ての機能を開館時間中に持たせる必要はない。公共図書館も、大学図書館と同様に、時間帯や曜日、場所といった区切りで一部の機能だけ持たせて市民に提供するというやり方もある。また、時間帯などによっては不要なサービスをコストの観点からやめることも必要。今言ったようなことを全部やれと言っているのではないのだが、図書館を生で知る職員が、様々な視点で政策として考えることが大事である。そうでない場合、あるいは図書館しか知らないスタッフしかいない場合も、どうしても「上から眺めている」になってしまう。そういう意味で直営の意義もあると考えられる。結論と言えるものではないが、他の委員で何かあればお願いする。

【 委 員 】 中央図書館では、肢体不自由の方のトイレが男子トイレに中にある。そこを通らないと入れないというのは、色々な公共施設、民間も含めて見て来たがありえない。

先日、指定管理者制度を導入した図書館を視察させてもらった。あるいは、最近オープンした書店などを見て、まず本のディスプレイなどの工夫が格段に違う。施設のレイアウトだとか大きいものだけでなく本好きな人が思わずこれを読んでしまう細かい仕掛けなど。学校図書館でも、書店の方から話を伺ったり、視察をしたりして、それを参考に小物を置いたりとか、本のディスプレイとかは力を入れている。それで生徒の利用が増えているのかもしれない。平塚市の図書館にもこうした工夫が欲しい。既に私の知らないところでやっていたら申し訳ないが、目立つように「専門家にアドバイスをもらって、レイアウトを変えました。」など、すぐ分かるぐらいやっても良い。実際のところ本当にちょっとしたことが多い。お金をたくさんかけなくてもすぐに効果はある。

【 委 員 】 良い考えである。図書館のイメージチェンジというのは新鮮な気持ちになって利用が増えるといったことにつながる気がする。

【 会 長 】 今までの方が、重厚感がある。それが良いという人もいそうだが、平塚市の図書館の場合、特に中央図書館はやや入りにくいという個人的な印象を持っている。

【 委 員 】 1階のロビーがとても素敵なのに、節電で照明を落としていて暗いのが勿体ないといつも感じる。市役所の臨時駐車場があって、休館日でもあれだけ人が通るのだから

	<p>ら、ロビーの中に何か前を通る人が思わずスーッと立ち寄ってしまうような何かがあると なが良い。もちろん、こども室とかに入ってしまうと印象はすぐ変わるのだが。</p> <p>今は展示があつて、時々やっているときは結構人も立ち寄っている。これをアピールして、さらに常時、人が立ち寄りたくなるものがあれば、本当に勿体ない。</p>
【 会 長 】	通過するだけになっている。
【 委 員 】	そうです。面積も相当広いのに、暗い。最初に入る場所が印象を悪くしてしまっている。繰り返しになるが、本当に勿体ない。
【 委 員 】	私も「暗い」っていつも思っていた。
【 会 長 】	古いのである程度は仕方無いかも知れないが。今日は結論を出すということではない。引き続き議論したいので残りの課題は次回に協議したいと考える。
3 その他	
【 委 員 】	参考資料1「平塚市子ども読書ネットワーク通信LINK」10号、11号を基に、平塚市子ども読書活動ネットワーク運営委員会の紹介があつた。
【 会 長 】	紙媒体でこうした内容を編集されるというのは色々と御苦労があるように感じるが。
【 委 員 】	苦痛といったものは感じたことがない。編集の過程で取材をする。学校図書館や各中学校区の子ども読書活動推進協議会での優れた取組やノウハウを知ったりすることがある。図書館の方にも取材をする。また新しい発見があつたりする。そんな感じで楽しくやらせていただいている。指定管理者制度の導入の話がさきほどあつたが、やはり企業の方なので、取材を受けても何でも話せるというのは難しいと思う。その点市の方だとそういったことはないので、これまでどおり市の方に入らせていただけて協力して欲しいというのはいつも感じている。
【 会 長 】	各中学校区の子ども読書活動推進協議会の横のつながりを持たせるであるとか、図書館の活動を取材など通して学校図書館のボランティアと情報共有することは、大変有意義のことだと考える。これまでどおり続けていただきたい。
【 事 務 局 】	参考資料2「平成28年度の蔵書点検スケジュール」を基に説明があつた。
【 質 疑 】	特になし
【 事 務 局 】	参考資料3「北図書館開館25周年記念展示」を基に説明があつた。
【 委 員 】	<p>紹介のあつた村井弦齋は弦齋カレーパンなどもあつて、平塚市だけでなく、周辺の市に住む人にも知るところになっている。北図書館以外の図書館でも展示をした方が良いと考える。</p> <p>また、今回、展示される本は、平塚市の図書館が所蔵している本、あるいはどこかで借りた本でよろしいのか。</p>
【 事 務 局 】	何冊かは北図書館に所蔵されている本だが、私個人が所蔵している本が大半である。
【 委 員 】	地区図書館でこうした資料を所蔵していたら凄いなと思ったのだが。
【 事 務 局 】	残念ながら「展示期間中もそれ以後も貸出はできない。」ということである。
【 委 員 】	それは残念である。巡回展示なども可能だと考えたのだが。
【 事 務 局 】	しかし、中央図書館には村井弦齋が亡くなってから娘の米子が弦齋を再評価するために書いた本などかなりあるだけでなく、村井弦齋自身が書いた本も残ってい

<p>【 委 員 】</p>	<p>る。また専用の展示ケースがある。もう少し本格的な展示ができる。</p> <p>村井弦斎は、明治の時代に、今の世相を見通すようなことを書いた郷土の偉人といった印象がある。こうした展示を通じてこれを世間に広めることによって平塚の町興しとまではいかないが、関心のある市民に再発見してもらうなど啓発活動はできると考える。</p>
<p>【 会 長 】</p>	<p>大学図書館と同様に、市町村の公共図書館にも手に取って中に書かれていることを読むような本の他に、博物館のガラスケースに入っているような古文書のような資料もあるはず。郷土にゆかりのある作家の原稿などを、図書館に展示をすることで、図書館だけでなく、地域や特産品などのアピールをするというのもひとつの重要な機能だと考える。他によろしいですか。ではこれで全ての議題が終了した。事務連絡等があればお願いします。</p>
<p>【 事 務 局 】</p>	<p>次回の図書館協議会は、来年の3月24日(金)午後2時からを第一候補に予定している。</p> <p>また来年の1月31日(火)に他市の図書館の視察を計画している。場所など詳細は未定だが、決定次第、委員の皆様方にも御案内したい。</p>
<p>【 質 疑 】</p>	<p>特になし</p>
<p>【 会 長 】</p>	<p>最後に社会教育部長からひとことお願いします。</p>
<p>【社会教育部長】</p>	<p>既に17時も過ぎて、限られた時間の中で活発な御議論をいただき心から感謝を申し上げます。本日議題に上がりました一斉休館と月末休館日の見直し、貸出点数制限の緩和。これらは全て利用者サービス向上につながると考えております。今日いただいた意見を基に、利用者の視点でこれから見直しを進めていきたいと考えています。また最後の管理運営形態。これは委員の皆様方から再三言われたことですが、市としてどうしたいのか。単に考え方だけではなく、具体的な目標。これはこうしたいといったアバウトなものではなく、数字や行程表などを示した上で進めていく。最後にここまでの言う覚悟はできていたのですが、今日いただいた議論の中には、我々が全く考えていなかった提案がいくつかありました。日頃の業務の分析や市民ニーズの汲み取りがまだまだ甘いという反省部分があります。指定管理者制度ですが、図書館にはまだ導入していませんが、所管する社会教育施設には平成15年からだと記憶していますが、既に多くの施設で導入済みです。想定どおりの効果が出た施設。あるいはちょっとイマイチの施設。約10年経過して、他市の図書館での導入事例を含めると、ひと昔前と違い平塚市の図書館でも具体的な検討ができると考えています。指定管理者制度の導入の目的は、一つ目は市民サービスの向上。次に経費の削減だと考えております。市民サービスの向上は簡単に言えますが、では今まで職員がやっているサービスは、市民ニーズに照らし合わせて足りているのか。あるいは足りていないのか。十分な議論が必要です。また、足りないからと言って何でも指定管理者にやらせるということは考えておりません。しかし、足りない場合は、先ほどの2つの目的に叶うのであれば、これはただちに進めていくべきだと考えております。今日は委員から貴重な資料もいただきました。次回は、メリットだとかデメリットだけではなく、理念とか考え方など具体的に示した上で、議論をすすめていきたいと考えております。本日は本当にありがとうございました。</p>

4 閉 会	
【 会 長 】	閉会を告げた。
	以 上